

帝政ロシアの「大改革」とヨーロッパ

吉田 浩

はじめに

19世紀初頭のロシアはヨーロッパの軍事大国であった。エカテリーナ二世の後を継いだ皇帝パーヴェルは即位後5年足らずでクーデタにより殺害され、1801年3月にアレクサンドル一世が23歳で即位した。彼はイギリス、オーストリアと対仏大同盟を結びナポレオンと戦う一方で、ペルシア、トルコ、スウェーデンとの戦争に勝利し、グルジア、アゼルバイジャン、ベッサラビア、フィンランドなどを手に入れる。フランスとの関係は戦争と講和を繰り返すなど紆余曲折を経たが、ついに1812年9月14日にはナポレオンの大遠征軍によってモスクワを占領されるに至る。しかしモスクワ総督ロストプチンの命令によって火が放たれ、町は1週間燃え続けた。総司令官クトゥーゾフ将軍に率えられるロシア軍によって南が固められていたこともあり、物資の供給が断たれたナポレオン軍は1ヶ月ほどした10月7日に撤退を開始し敗走することになり、戦いはロシア側の勝利に終わった。翌年ロシアはプロイセンおよびオーストリアと同盟を結び、14年3月に同盟軍はパリに入城した。アレクサンドル一世のイニシアティブでパリ条約が締結され、翌15年にかけて開かれたウィーン会議でも彼は主役の一人となる⁽¹⁾。フランス滞在中にはフランス外相タレーランの料理人を勤めていた19世紀前半最高の料理人といわれ、数多くの著作を残した「料理人の王にして王の料理人」アントナン・カレームを雇い、豪華な宴席を開いた。カレームは、当時参議官であったネッセリローデの名を付けた栗のプディングを考案しこれに応え、のちにペテルブルクに招かれることになる⁽²⁾。

(1) 概説的記述は以下の諸文献に依拠した。倉持俊一「アレクサンドル一世の時代」田中陽児、倉持俊一、和田春樹編『世界歴史大系ロシア史2』山川出版社、1996年。鈴木健夫「改革か停滞か—19世紀前半のロシア」谷川稔他『近代ヨーロッパの情熱と苦悩』中央公論社、1999年。和田春樹「ロシア帝国の発展」同編『世界各国史ロシア史』2002年。

(2) イアン・ケリー『宮廷料理人アントナン・カレーム』（村上彩訳）、ランダムハウス講談社、2005年、116—124頁。

それから40年後の1855年2月19日、アレクサンドル一世の甥であるアレクサンドル二世が、父帝ニコライ一世のはじめたクリミア戦争のさなかに即位する。クリミア戦争はそれまで幾度も戦ったトルコとの戦争ではなく、産業革命を終えたイギリス、フランスを後ろ盾としたトルコとの戦いであった。戦争の経過および結果は、よく知られているようにロシアの敗北に終わる。このように、19世紀半ばのロシア国内政治の大改革は、同時代のヨーロッパの存在を抜きにして考えることはできない。本稿は、クリミア戦争がきっかけの一つとなったその後続く「大改革」時代について、可能な限りヨーロッパとの関連に注目しながら再考することを目的とする。

「大改革」前史としてのロシアとヨーロッパ

ロシアはヨーロッパか否か？これは19世紀以来ロシアの思想家が頭を悩ませ激論をかわしてきたテーマである。また現代のロシア研究者にしばしば投げかけられる問いでもあり、同名の著書や論文が多数書かれてきた。もちろんこの問いはイエス／ノーで答えるべき性格のものではなく、問いかけを通じてヨーロッパおよびロシアの特質を明らかにするためのものである。また、ロシアはヨーロッパの一部を形成し、ロシアの一部はヨーロッパを形成することが自明であることは言うまでもないが、ヨーロッパとロシアの相互関係は歴史的に形成されたものであり、それは常に変化をとげていた。

いつからロシアがヨーロッパに「なった」のかという起源の問題は、歴史上の他の起源問題と同じくさほど意味をもたないのでここでは置いておく。この問いとの関連では、十八世紀はじめにピョートルが皇帝となり湿地であるペテルブルクに首都を建設して西欧化をおこなったことを指摘すれば十分であろう。トルストイの小説を引き合いに出すまでもなく、その後ロシア貴族は日常語としてフランス語を使用するようになった。

ピョートルはスウェーデンの国家行政機構を部下に研究させ、それに基づき新しい行政機関をつくった。新たな国制をつくるにあたってスウェーデンモデルを選択したことについては、ロシアの現実の諸条件に適応しうるものだけを取りあげたとして単なる模倣ではなかったというロシア人歴史家と、ピョートルが考える国家体制の望ましいモデルとしてロシアの行政改革はスウェーデンのプロトタイプにより従属していたというスウェーデン歴史家との対立がある。作られた参議会はそれ以前のロシア的な官署とは異なる近代的な中央官庁で、12のうち7つまでがドイツ語をそのまま移しかえた名称を用いており、各参議会の長官はロシア人であるにしても、副長官をはじ

め重要なポストには外国人が高いサラリーで採用され、行政部門全体のなかで外国人（おそらくほとんどがヨーロッパ人）職員の占める割合は、10%にも達した。また、ピョートル期を通して最大の改革の一つである人頭税の導入も、一部フランスの税制に倣ったものであったし、高等学術研究機関である科学アカデミーも西欧を範としてこの時代に創設された⁽³⁾。これらの事実からわかるように、ロシアは当時ヨーロッパを「先生」として見ていたということが言えよう。

しかしその後、ロシアは一直線に西欧化の道へと進んだのではなく、その道をめざしたのでもない。そもそもピョートルが導入した西欧的要素は技術的なものが多く、また民衆の伝統的生活様式を改変するヒゲ剃り、洋服の着用、新しい暦の導入などの改革はさまざまな形での抗議にであった。したがって国家機構の改編がなされ、貴族層は西欧的な教育を受けその文化を受け入れたとしても、ロシア帝国の大部分を占める農民層は基本的に従来とおりの生活を続けており、ピョートル改革期にロシアは西欧化したというより、むしろ国家の断絶が深まったと考えた方が実態に即している。たとえば現代ロシアの歴史哲学者であるアレクサンドル・アヒエーゼルは、20世紀前半の思想家Г.П.フェドトフの言葉「ピョートルは長い間にわたってロシアを分裂させることに成功した。互いに理解することをやめた二つの社会、二つの民族(ナロード)に」を引用しつつ、ピョートルの時代にこそ社会断絶(ラスコール)が成熟したのであると論じている⁽⁴⁾。そしてこの断絶こそがその後のロシア国家の特徴となる。ロシア語の「社会(общество)」という言葉には「教養ある人々からなる社会層」のことを意味し、民衆(народ)のことを含まないという用法があるが、まさに両者の分裂がピョートルの時代にはじまったのである。他方でピョートルの改革により貴族は国家勤務に、農奴化しつつあった農民は税を負担する身分であるとともにさまざまな法令で日常生活が規制されるようになった。つまりあらゆる階層が国家にしばられるようになり、18世紀末までにはロシアに自由人が存在しなくなったのである⁽⁵⁾。この点も西欧諸国とロシアの最も大きな相違点の一つであろう。

その後ロシアは、政府の重要なポストのほとんどをドイツ人が占めるアンナ帝の時

(3) 土肥恒之『ロシア近世農村社会史』創文社、1987年、20-22、35、53頁。

(4) *Ахизер А. С.* Россия: Критика исторического опыта, Т. 1. От прошлого к будущему. 2-е изд. Новосибирск, 1997. С. 173.

(5) Там же. С. 165. その後1762年に貴族の解放令として知られる布告がピョートル三世によって出された。これにより自分の意思に反しての勤務を強制されることはなくなり、中小貴族は地方に脱出して所領経営にむかったが、上層貴族は勤務の継続を選ぶことが多かった。土肥恒之「18世紀のロシア帝国」『世界歴史大系ロシア史2』69-70頁。

代(1730-40年)を経て、ついにはドイツ人であるエカテリーナ二世を皇帝として迎えることになる。言うまでもなく彼女はモンテスキューやロックなどを読み、ヴォルテールと文通するなど啓蒙専制君主として知られ、市民の自由、法の前での平等といった当時のヨーロッパの時代精神の産物である理念を訓令に盛り込んでいた。しかし前帝である夫のピョートル三世がプロイセン好みを隠さなかったのと対照的に、彼女はロシアの習慣にとけこみ、言葉を学ぶ努力を続けた。エカテリーナの事績の一つに新しい立法委員会の召集があるが、それは元老院、参事会などの政府機関のほか、郡や都市の代表、さらに国有地農民や異民族の代表まで招くものであった。同委員会は具体的な成果をあげなかったとはいえ、西欧の身分制議会とは異なる斬新な構成をとったという意味でロシアの独自性の現れと評価できる⁽⁶⁾。西欧の思想の導入という点についても、たしかにエカテリーナはリベラリズムを基盤としてロシアを再編することを願ったはじめてのロシア皇帝であり、モンテスキュー、ベッカリア、その他フランスの百科全書派やドイツの思想家たちの理論に目をむけた。しかし西欧とは歴史的土壌が違うロシアにおいて、それら思想や理論は支配エリートにとって方法論的意義をもったとしても、その現実的なプログラムを作る道具にはならなかった。また、商人や町人、小貴族の側からもごく一部の例外を除いて自由主義的思想や諸改革への支持が得られず、皇帝はラジーシチェフやノヴィコフを迫害するに至るのである⁽⁷⁾。

「大改革」期のさまざまなとらえ方

1861年の農奴解放が近代ロシア史の「画期」であることについて疑いをはさむ研究者はいない。しかしどのような意味で、どれほど深い画期であるのか、なぜ実現された形での改革になったのかについては現在においてもなお課題として残されている。農奴解放とは孤立・独立した政策ではなく、ましてやそれだけで「完結」する性格のものではなく、農奴解放をおこなうことにより連鎖的に他の諸改革が必然化した。たとえば解放前までは領主が担当していた農民(農奴)にたいする行政、警察、裁判などをあらたにどのようにするかという問題がただちに発生し、しかも農奴解放をどのような方法や条件でおこなうかということがそれら諸改革の形態を定めることになった。また、農民を領主に従属する法的にはあいまいな存在から独立した個人に「格上げ」

(6) 土肥恒之「18世紀のロシア帝国」71-73頁。

(7) *Ахлезер. Россия* … С. 195-197.

したことに伴い、個人のイニシアティブを原動力として社会を活性化することが可能になった。こうして農奴解放を皮切りに、体刑の廃止、大学の自治、ゼムストヴォ改革、検閲改革、司法改革、軍制改革(国民皆兵制の導入)、市制改革などの諸改革がアレクサンドル二世治世の前半におこなわれた。

これら一連の改革を総称して帝政ロシアの歴史家たちは「大改革」時代と名付けた⁽⁸⁾。彼らは社会にたいする管理が強化されたアレクサンドル三世の時代に「古き良き解放の時代」を人々に思い出させるという意図をもち大改革期について記述したため、農奴解放をはじめとする大改革を自由主義的公衆の力の成果であり、進歩であると誉めたたえるスタンスをとっている⁽⁹⁾。西欧化=自由主義思想とヒューマンイズムの伝播が大改革をもたらしたという著者の主張は一面的であるが、ロシアが西欧に近づいたかどうかという歴史の方向性の問題はともかく、ロシア史を同時代ヨーロッパ史と比較する視点は興味深く、近代化論自体が見直されている現在、これら自由主義史観に立つ研究も再考されるべきである。

ソ連歴史学会はレーニンの定式にしたがって「革命情勢」によって農奴解放を説明した。封建=農奴制の機能不全と農民運動の激化という社会経済史的要因を重視し、専制は下からの動きに対してやむなき譲歩をしいられ改革をおこなったという説明である。そのなかで教条主義と最も距離をおいていたザイオンチコフスキーは「封建的農奴システムの危機が革命情勢の成熟という条件のもとで深まり、支配階級は自らの体制を変化させることなく維持することが不可能であることを理解するようになった」「クリミア戦争は、農奴制のすべての腐敗を明るみにだし、階級間の矛盾をさらに先鋭化させ、農民運動の規模をひろげた」と論じた⁽¹⁰⁾。ソ連史学会の「定説」に配慮しながらも政府上層の危機意識とクリミア戦争の意義を指摘した記述である。

日本では1961年に和田春樹が近代ロシア社会の構造を分析するに際して国際的契機に規定的側面を求め、国内的契機と統一的に把握すべきであるという見解を出した⁽¹¹⁾。クリミア戦争は資本主義体制と農奴主国家体制との闘いであり、闘いに敗れ

(8) その代表的な著作は *Джаншнев Г.А. Эпоха великих реформ*, 10-е изд. СПб., 1907. (Reprint: Europe printing, The Hague, 1967)。

(9) Чаншневは、反動的な出版物によって歪められて伝えられている大改革期が自由主義的人道主義的改革の時代であったことを社会に思い出させること、それが彼の『大改革時代』出版の目的であると初版の序文で挙げている。*Джаншнев Г.А. Эпоха великих реформ*, С. xxxi-xxxii.

(10) *Зайончковский П.А. Отмена крепостного права в России*, М., 1954. С. 72-73.

(11) 和田春樹「近代ロシア社会の構造—その成立と矛盾」『歴史学研究』別冊特集「世界史と近代日本」、1961年、6頁。

た結果、農奴主国家体制の改造の必要性が認識され、そのプログラムをもつ官僚グループが形成されていたことが指摘されている。彼は権力が農奴主から資本家と地主の権力に変化してできた体制を近代ツァーリズムと呼び、農奴解放が完成した1883年を近代ツァーリズムの成立としている。経済的な分析が主ではあるが、1960年代はじめの時点でクリミア戦争の意義と改革派官僚の役割に注目する点は先駆的であり、この視角は明らかにアメリカ史学会に先立っている。1964年には菊地昌典が『ロシア農奴解放の研究』を発表した⁽¹²⁾。当時として可能な限りの資料を用いたこの研究は、農奴解放の研究史、歴史的前提、準備過程、実施とその結果までをトータルに叙述したものであり、実証、視角ともに現在でも意義を失っていない部分も多い。ただし、農奴解放のきっかけとしてクリミア戦争や国家財政の危機をとりあげながらも一般的説明に終わり、歴史具体的に専制政府が農奴解放へ着手した原因の説明としては弱い。また、テーマ的な制約から大改革全体についての目配りはない。1970年には和田が大改革についてトータルに把握した論文を発表した⁽¹³⁾。61年論文で提示したポイントを深化発展させたこの論文は、現在においても日本におけるロシア大改革史研究の最高の達成である。

アメリカの歴史学者たちは主に実証的な観点からソ連史学の定説である「革命情勢論」に批判を加えた。アルフレッド・リーバーは1966年にクリミア戦争の軍事的敗北およびそれに伴う財政危機が皇帝に農奴制の廃止を決意させたことを強調した⁽¹⁴⁾。その後、モスクワ大学でザイオンチコフスキーに学んだ研究者らがアメリカでの大改革研究の主流をなしていく⁽¹⁵⁾。テレンス・エモンズは政府が農奴解放に着手する理由として経済的發展への懸念および社会的政治的安定への配慮を挙げ、両者ともにクリミア戦争の敗北と結びついていたと論じた。さらにその背後には文化的背景があったことを付け加えている。すなわち過去50年の間に西欧思想の流入によって教養あるロシア人の間に農奴制にたいする恥の観念が作られていたこと、資本主義の発展には農奴制は不利であるという経済思想がつくられたこと、である⁽¹⁶⁾。ダニエル・フィー

(12) 菊地昌典『ロシア農奴解放の研究』御茶の水書房、1964年。

(13) 和田春樹「ロシア『大改革』時代」『講座世界歴史』24、岩波書店、1970年、244頁。

(14) Alfred Rieber, *The politics of Autocracy: Letters of Alexander II to Prince A. I. Bariatiniskii 1857-1864*. Paris/The Hague, 1966, pp. 24-27.

(15) ザイオンチコフスキーは1961年よりアメリカの大学院生を受入れはじめ、エモンズは翌年から二年間、フィールドは1964年から一年間モスクワに滞在した。Петр Андреевич Зайончковский. Библиографический указатель, 2-е изд. М., 1995. С. 56-57.

(16) Terence Emmons, *The Russian Landed Gentry and the Peasant Emancipation of 1861*, Cambridge, 1968, pp. 3-52.

ルドは農奴制の廃止を新しい時代の開始ではなく、古い時代の終わりとしてとらえた。具体的には農奴解放の準備過程について詳細に論じ、それが段階を経るにしたがって具体的な形をとってきたことを示した。また、農民運動への恐れは農奴解放実行の決定後に大きくなったとして「革命情勢論」を批判した⁽¹⁷⁾。

その後アメリカでは農奴解放に限らず、大改革を一連のものとしてとらえる視覚からの研究および大改革を構成する個別研究が相次いだ。とりわけ大改革の「画期」性を認めながらそれ以前(およびそれ以後)の時代との連続の層においてとらえようとするものが注目に値する。マルク・ラエフは近世・近代ロシアをヨーロッパ史の中に位置づけようとする試みのなかで、アレクサンドル二世の改革の方法と枠組みが、ニコライ一世の治世の下で練り上げられたものであった事実を明らかにした。たとえば、農奴解放の際に大いに参考とされた国有地農民改革や財務省の行政的再編、ギムナジウムの整備や医学、法律学、技術者養成のための専門職教育を中心とした国民教育政策、司法改革の前提となったロシア帝国法律集成とロシア帝国法令全書といった法典編纂などである⁽¹⁸⁾。そしてとりわけ重要なのが、改革を遂行する自由主義的開明官僚がニコライ一世の時代に養成されていたことである。この点についてはブルース・リンカーンが研究をさらに発展させた。彼は実務家官僚として農奴解放を仕切ったニコライ・ミリュエティンの伝記を書き、その後『改革の先駆者たち』でさらに幅広く後に大改革で活躍する自由主義的官僚の形成について描写した。取りあげられたのはミリュエティンの他にザブロッスキー=デシャトフスキーやセルゲイ・ザールドヌイらの若き日やコンスタンティン・ニコラエヴィチ大公やエレナ・パーヴロヴナ大公妃のサロン(学者や文学者との交流の可能性の場)などである⁽¹⁹⁾。そしてその成果を発展させて総括する通史的著書『大改革—帝政ロシアの専制、官僚、および政治的变化』を出版した⁽²⁰⁾。同書はアレクサンドル三世の「反改革」時代についてその保守性にもかかわらず単なる反動ではなく大改革の成果により活性化した「社会」と合法性の観念の浸透を育てる体制であるとみなし、さらに大改革によって不可逆的に変化

(17) Daniel Field, *The End of Serfdom: Nobility and Bureaucracy in Russia, 1855-1861*. Harvard University Press, 1976.

(18) マルク・ラエフ『ロシア史を読む』(石井規衛訳)、名古屋大学出版会、2001年、173頁。

(19) W. Bruce Lincoln, *Nikolai Miliutin: An Enlightened Russian Bureaucrat of the Nineteenth Century*. Newtonville, Mass., 1977. W. Bruce Lincoln, *In the Vanguard of Reform: Russian Enlightened Bureaucrats 1825-1861*. Dekalb, Ill., 1982.

(20) W. Bruce Lincoln, *The Great Reforms: Autocracy, Bureaucracy, and the Politics of Change in Imperial Russia*. Dekalb, Ill., 1990.

したロシア社会を世紀末にいたるまで見通している。

近年になり、日本においてもロシア大改革についての個別研究が生みだされると同時に⁽²¹⁾、ロシア大改革期をヨーロッパ史のなかに位置づけるという考え方が出されるようになった。たとえば竹中浩は、ロシア独自に受容され変容されたヨーロッパ起源の自由主義思想の原理にもとづき大改革の諸改革を整合的に説明しようと試みている。すなわち第一に所有と支配の分離という思想が農奴制の廃止を導き、第二に政府から社会への一定の権限委譲を求める考え方がゼムストヴォ創設に結びついたと論じる。また石井規衛は、文明としてのソ連を論じる際にその座標軸設定作業として帝政ロシアの国家構造とその改革の意味をヨーロッパ史の枠組みのなかで独自の論理によって以下のように説明している。ニコライ一世の時代までロシアは「大国化」し、それを支えていたのがおもに農民を対象とした「人的・物的貢納制」であった。しかし19世紀になりヨーロッパで二重革命の時代が到来すると、住民自身の活力の発揮が保障される体制によって国富が蓄積されるようになった。そうした「大国」であることの条件の変化についてロシア政府上層が実感するきっかけとなるのはクリミア戦争である。それは単なる軍事的敗北ではなく、農民身分の変更という帝国国制の根本を揺るがしかねない問題に着手しなければならないことをエリートに認識させた。自由主義的な方法によってそれまでの国家＝社会のありかたを修正しようとしたのが「大改革」なのである⁽²²⁾。石井の構想した「見取り図」は総体的緊縛体制を強制団体的に再編成する試みとしてピョートル三世やエカテリーナ二世がおこなった貴族、商人身分の再編成から、「反改革」期の農民自治制度の変更までを一つの流れとして見通すメリットをもち、さらにその後の「官僚制的名望家体制」への移行という大きなパースペクティブを内包している。しかし議論が大きい分だけの個別論点についての実証が要請される。

以上をまとめると、農奴制の経済的効率性、政治的安定の維持、ロシアの軍事大国としての復活などの諸問題がクリミア戦争の敗北をきっかけとして顕在化し、皇帝に改革を決意させ、西欧から流入した自由主義思想やそれを実現しようという意欲に燃えた官僚たちが改革を実行した、ということになる。しかし、複数の自由主義的改革

(21) 鈴木健夫『帝政ロシアの共同体と農民』早稲田大学出版部、一九九〇年。鈴木健夫『近代ロシアと農村共同体—改革と伝統—』創文社、2004年。高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究—司法改革とその時代』名古屋大学出版会、2001年。竹中浩『近代ロシアへの転換—大改革時代の自由主義思想』東京大学出版会、1999年。杉浦秀一『ロシア自由主義の政治思想』未来社、1999年など。

(22) 石井規衛『文明としてのソ連』37-47頁。

が同時期に準備され、短期間の間に実現されたことについて、エカテリーナ二世時代の地方行政再編改革、それに対応すべくおこなわれたアレクサンドル一世の中央行政改革、ニコライ一世のキセリョーフによる国有地農民改革とスペランスキーによる法典編纂といった大改革と比べてずっと単純な事業が数十年かけておこなわれたことを考えると、上記の理由は弱すぎる⁽²³⁾。

1856年3月30日にアレクサンドル二世がモスクワの郡貴族団長の前で「(改革は)下からおこるより上からの方がはるかによい」という有名な演説をおこなった⁽²⁴⁾。しかし農奴解放を進める具体的な動きは同年中には何もなされなかった⁽²⁵⁾。翌年「領主農民の生活状態の調整方策を審議するための秘密委員会」が開かれた。それは農奴制を廃止した場合に予想されるさまざまな問題点を指摘しつつ結論を先延ばすものであって、結局のところ三期に分けた漸進的解放案が作られるのみであった。つまりその内容はニコライ一世の時代の秘密委員会で何度も検討された範囲から出ることはなかったのである⁽²⁶⁾。委員たちは改革の必要性を認識していたが、「緊急に」必要であると認識していたことを感じさせるものではない。つまり改革が具体的に動き出したのは、アレクサンドル二世による演説の時でも「秘密委員会」の活動の際でもなく、それ以後のことなのである。この点についてスティーヴン・ホックは国家財政の危機と銀行改革が農奴解放開始への直接的なきっかけなのであり、その問題を解決する過程で買戻しという方法を含む農奴解放の具体的な形ができたのであると説得的に論じている⁽²⁷⁾。この点については節を改めて検討したい。

(23) W. Bruce Lincoln, *In the Vanguard of Reform: Russian Enlightened Bureaucrats 1825-1861*. Dekalb, Ill., 1982, p. xiii.

(24) アレクサンドル二世の演説内容については二つのテキストがある。両者に共通する部分を取りあげると以下になる。「私が農奴を解放したいという噂がある。それは正しくない。だが、そのために農民と領主との間に敵対的感情が生じている。だから遅かれ早かれ、われわれはこの方向へ進まねばならないと確信している。したがってこれが下からおこるより上からおこった方がずっとよいという私の意見に諸君が同意してくれると考えている。」*Попельницкий А. Речь Александра II, сказанная 30-го марта 1856 г. // Голос минувшего. 1916, №5-6. С. 392-397.* 参照、菊地『ロシア農奴解放の研究』274-277頁。

(25) ただし同年10月26日、皇帝の手元には解放問題にかんする二つの報告書が届けられた。ひとつは内務次官レーフシンが書いた内相ランスコイ名義の上申書であり、他方はミリューチンが作成したエレナ・パーヴロヴナ大公妃名義の覚書きであった。前者は人格の解放はするが、土地については屋敷地だけを有償で共同体に付与することを考えるのみのものであり、後者は耕地の農民への有償分与を含めた解放をロシア全土で実施することを提言するものであった。鈴木健夫「大改革」『ロシア史2』、202頁。

(26) *Зайончковский. Отмена крепостного права. С. 79.*

(27) Steven L.Hoch, *The Banking Crisis, Peasant Reform, and Economic Development in Russia, 1857-1861*, *American Historical Review*, vol. 96, no. 3, 1991.

「大改革」開始の直接的きっかけ

アメリカにおける大改革研究の成果はロシアの学会に「逆輸入」されることとなった。ザハーロヴァは2005年の『祖国史』に掲載された論文で大改革のきっかけについて論じ、農民運動および農奴制経済の破綻を原因とするかつてソ連史学で支配的であった「革命情勢論」が克服されたこと、クリミア戦争の敗北によってアレクサンドル二世がロシアの後進性を認識し、軍事大国としての名声回復のために皇帝自らがイニシアティヴをとって改革をはじめたのであることを明快に述べている⁽²⁸⁾。しかし西側において積み上げられてきた議論—クリミア戦争をきっかけとして皇帝が改革を決意し、1830—40年代に形成された自由主義的開明官僚が改革を実際に遂行した—も、それだけでは専制権力が改革に踏み出す理由としては不十分である。先に述べたように、1856年3月30日の演説は皇帝の決意を示すものであったが、その後の具体的な動きにつながらなかった⁽²⁹⁾。また、農民問題秘密委員会はニコライ一世時代の審議内容を越えるものではなかった。その後1857年11月20日に農奴解放への公的な第一歩とされる西部三県総督ナジーモフ宛勅書が出された。その間に新しいきっかけはあったのだろうか。この点についてミロネンコは、秘密委員会の結論に皇帝が不満であることに気づいたコンスタンティン・ニコラエヴィチ大公が行動をおこしたと述べているが詳細はなお不明である⁽³⁰⁾。

ナジーモフ宛勅書にしても、それが積極的に公表されたこと、解放をおこなうという決定をしたことについては画期的であるが、内容⁽³¹⁾についてはバルトでの解放(1816-19年)と南西諸県(キエフ・ポドリャ・ヴォルイニャ)での土地台帳制の導入(1848年)の拡大にすぎず、ラディカルなものではない⁽³²⁾。1858年夏に皇帝は地方を

⁽²⁸⁾ Захарова Л. Г. Великие Реформы 1860-1870-х годов: поворотный пункт Российской истории? // Отечественная история. 2005, №4. С. 152.

⁽²⁹⁾ Зайончковский. Отмена крепостного права. С. 76.

⁽³⁰⁾ Мироненко С. В. Страницы тайной истории самодержавия. М., 1990. С. 211-213.

⁽³¹⁾ その要点は以下のとおりである。1、旧領主にすべての土地所有権が残される。農民は屋敷菜園地を買戻しにより自らの所有物とし、また生活保障および政府と旧領主にたいする義務遂行のために相応の耕地を借地する。2、農民は村団に所属しなければならない。旧領主には世襲領地管理権(вотчинная полнция)が残される。3、将来の旧領主と農民の関係をつくる際にはただしく税負担できることが考慮されなければならない。Сборник правительственных распоряжений по Устройству быта крестьян, вышедших из крепостной зависимости. (за 1857, 1858 и 1860 годы). Т. 1. Изд. 2-ое. СПб., 1862. С. 2.

⁽³²⁾ Захарова Л. Г. Самодержавие, бюрократия и реформы 60-х годов XIX в. России // «Вопросы истории». 1989. №10. С. 9. Захарова Л. Г. Самодержавие и реформы в России, 1861-1874. (к вопросу о выборе пути развития) // Захарова (и др. Ред.). Великие Реформы в России. М., 1992. С. 28-29. バルト諸県での農民解放については次を参照。鈴木健夫『近代ロシアと農村共同体』76—85頁。

巡行し、皇帝の出現で解放を促すことをねらった。しかし具体的な指示はせず、論争点も明らかにしなかった⁽³³⁾。むしろその後、農奴解放の形が具体化する。この点についてはさきに述べたホックとロシアの歴史家ドルビーロフが、銀行危機が結果的に領主に農奴の放棄を受入れさせ、買戻しという形での農奴解放が実現したことを明らかにした。政府は利払い負担を減らす目的、および民間資本を鉄道・汽船会社の株式の購入へ向かわせるために1857年7月20日に官営銀行の利子率を4%から3%へと引き下げた。そのため預金が流出し、それへの対応のまずさが悪循環をよび、のちの銀行危機の原因となった。専門家の間で1858年末には国家信用制度の破綻が予感され必要な措置がとられたが、59年春には銀行の残高は200万ルーブルにおちこみ、農民地の代償として国が旧領主に支払う額は残っていなかった。同年4月16日には農奴を抵当とする貸し付けが停止され、政府は農奴解放おこなえば農奴でなく土地が担保物件になると説明した⁽³⁴⁾。農奴の60%はすでに抵当にはいっていたため、領主の多くは金を借りられなくなり、農奴解放に賛成せざるをえなくなったのである。農奴解放の実現および加速化と買戻しという形でそれが実現された点については、彼らの説明が説得的である。

おわりに

最後に残された課題について指摘する。第一は諸改革を貫き結びつけるプログラムや思想は何であったかということである。ドミトリー・ミリューティンは1880年代半ばに示唆的な言葉を残している。「1861年2月19日の法令は個別の独立した法律にとどまり得なかった。それは国家構造全体を再編する礎石であったのだ⁽³⁵⁾。」農奴制の廃止により国家を支える基礎形態が変更され、伝統的に貴族が負うとされてきた公の問題＝行政の一部が自治という形で農民に移された。それは地域行政全般の問題に広がり、内務省で一八五七年から審議されはじめ、その後農奴解放令法典編纂委員会が開かれると同時にニコライ・ミリューティンを委員長とする地域行政改革委員会が開かれた。実際の自治形態については農民改革および租税改革が決まらねば議論でき

(33) Долбилов М. Д. Александр II и отмена крепостного права // Вопросы истории. 1998. №10. С. 39-40.

(34) Hoch, The Banking Crisis, p. 803-804. Долбилов М. Д. Проекты выкупной операции 1857-1861 гг.: к оценке творчества реформаторской команды // Отечественная история. 2000. №1.

(35) Милютин Д. А. Воспоминания, 1865-1867. М., 2005. С. 202.

ないため実質的には1862年以降にもちこされ、1864年にゼムストヴォの設置という形で実現することとなった。全身分的組織の形成は農民の法的地位の変更により可能になり、それを側面から支えるものとして体刑の廃止(1863年4月17日)、国民皆兵制(1874年1月1日)が実施されることになる。これら諸改革は市民社会の基礎を作るものであり、それらを結びつける思想は自由主義に支えられたものであるが、改革が行われる際に歴史具体的にはそれがどのような形のものであったかについては個別研究を深化させる必要があるだろう。最近ではたとえばイーゴリ・フリストフォロスが主流とはなりえなかったが政策への一定の影響力をもった「貴族反対派」に注目して、農奴解放の準備過程からゼムスキー・ナチャーリク制度の導入までの地域行政制度の変化を説明しようと試みている。すなわち官僚への「貴族反対派」は西欧的全身分制による地域自治を志向し、その際パターナリズムによって無給名誉職として行政を行おうと考えたが、農奴解放で奪われた貴族の権威の回復をめざすものでしかなく、実際にその要請にこたえられる貴族はなく、結束もできなかったという⁽³⁶⁾。

第二に前後の時代との連続性の問題である。改革の歴史には連続と断絶の両面がある。大改革の画期性が強調されるあまり連続性については長く見過ごされがちであったが、最近は連続性について語られることが多い。繰り返しになるがたとえば農奴解放についても19世紀前半のバルト諸県での農奴解放、キセリョーフによる国有地農民改革、19世紀半ば南西諸県でおこなわれた土地台帳改革などの先例があり、秘密委員会についてはそれ以前に何度も開かれていた。司法改革についてはスペランスキーによる法典編纂が欠かせない前提となる。改革を実行する19世紀半開明官僚がニコライ一世時代に形成されていたという面ではブルース・リンカーンが明らかにしており、その前提として大学、ギムナジウム、ロースクールが整えられていた。後の時代(「反改革期」との連続性については石井規衛の構想する「社団国家」の形成ないし国家の強制団体的再編成という考え方により1889年のゼムスキー・ナチャーリク制の導入が一貫的に説明されうる。もちろん連続性を強調しすぎることは個別の改革の複雑性を単純化する危険があるが、歴史をマクロ的視野から見ることにも忘れてはならない。

大改革を中心とする19世紀半ばのロシア史は、かつての「革命の前史」としての立場から解き放たれ、独自の豊かな内容があきらかにされつつある。

⁽³⁶⁾ Христофоров И. А. «Аристократическая» оппозиция Великим реформам. Конец 1850- середина 1870- х г г. М., 2002.